

滑上下水第455号

令和6年8月27日

滑川町水道審議会

会長 小久保 佐俊 様

滑川町水道事業

滑川町長 大塚 信一



水道料金の改定について（諮問）

滑川町水道審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

水道料金の改定について

2 諮問の趣旨

本町の水道料金は、平成12年に料金体系を用途別から口径別へ改め、その後区画整理事業や子育て施策に伴う給水人口の増加もあり、平成15年、平成16年及び平成23年に水道料金の引下げを行って以来、現行料金を維持しています。

しかしながら、近年は人口増加も鈍化傾向となり、給水人口の増加も見込めず、また節水機器の普及もあり、今後も水需要の減少による料金収入の減少が危ぶまれています。さらには、電気料金をはじめ、人件費、資材費の高騰により、水道事業の維持に必要な経費が上昇しています。また、埼玉県企業局からは、令和8年4月からの水道用水給水事業、いわゆる県水の料金改定について報道発表がなされました。水道事業の水源を100%県水で運営している当町にとって、水道事業経営を取り巻く環境は、ますます厳しいものとなっています。

一方で、老朽化が進む水道施設の更新・耐震化事業に多額の投資が必要であり、その財源を確保することが重要な課題となっています。

つきましては、本町の水道事業の健全な経営を図り、安定した水の供給を維持するため、水道料金改定について貴審議会の意見を求めるものです。